

第 15 回 創業・IT 等ワーキング・グループ（1 月 20 日）配布資料

11 月 22 日実施第一回ヒアリングを受けて

弁護士 齋藤 貴弘

1 ダンスの産業としての裾野の広さ。文化、観光、教育等において相当規模の産業に成長し、今後も成長が期待。関連産業への影響も多大。

→しかしながら、現行風営法ダンス営業規制が産業としての成長を阻害。

（深夜営業の禁止、許可要件や禁止事項により深夜以外の営業も大きく制限）

2 深夜に及ぶダンス飲食営業に関連して、酔客のけんかやゴミ等のトラブルの事実が指摘されたが、風営法ダンス営業規制がトラブル解決にとって実効性を欠くことが明らかになった。

・ダンスとトラブルは関連性を欠く。

・ダンス営業規制によって事業者の警察や地元商店街との連携困難化

・ダンス営業規制によって遵法意識を欠く事業者の参入誘導リスク/遵法精神が高い企業にとっての参入障壁

・ダンスを基準とすることで規制内容が広汎不明確であり、現場の警察官による取り締まりに混乱。

→「ダンス」を基準とした規制の限界が明らかになった。

3号ダンス飲食営業を風俗営業から削除するのが相当。

※なお、ダンススクール等の 4 号営業についても具体的な弊害が皆無であり規制の必要性を欠き、また認定講師制度が新たなダンス文化の育成を阻害しているため、削除が相当。

3 トラブル解決のために求められること

深夜営業を適法化しつつ、より実効的なトラブル解決策を（六本木商店街振興組合からの要望）。

トラブルに即した個別の取締り法規による解決を目指すべき

Ex.騒音・い集→迷惑防止条例

店内外の暴行傷害、薬物事犯、女性性的事案→刑法等

ゴミ問題→事業者や地域による取組み

→検討すべきは、個別取締法規によっていかに実効的な取り締まりを実現していくか。

4 事業者団体の活用

クラブ事業者が事業者団体を組織。

→自主的積極的なトラブル回避への継続的組織的努力。

警察との連携。地域との交流・貢献。

事業者がトラブル防止のために組織的な積極的な強力体制を構築。

なお、個別法規による取り締まりの問題点としての警察人的資源の限界論が指摘されるが、事業者と警察の連携体制を構築し、事業者の自主的な取り組みを最大限に有効活用すべき。

5 連携のあり方

① ダンス飲食営業を風俗営業として許可制とすることのデメリット。

- ・ ラベリングの弊害。

- ・ ダンスはクラブだけの問題ではなく街に広く存在する。むしろ広めていくべき。

→風俗営業としてダンス営業をクラブに集約するモデルは産業育成の観点から相当ではないし、不可能。

② 深夜営業については深夜酒類提供飲食店として届出制

(深夜に及ばない営業については通常の飲食店や興行場として営業)

- ・ 届出制とすることで業態把握可能。

→継続的な指導体制の構築可能。営業停止や罰金等による指導の実効化。

カラオケの例

- ・ 深夜酒類提供飲食店の規制内容

→規制内容としても風俗営業の規制条文の多くを準用。

事業者の遵守事項、禁止事項は深夜酒類提供飲食店でも風俗営業と同等。

人的欠格要件、構造的要件、場所的制限も必要に応じて準用等

構造的要件は低照度飲食店規制、区画飲食店としての規制も可能。

なお、深夜遊興は禁止される遊興を限定化すべき。

「ダンス」基準が現場で機能していないことについて

～NOON 訴訟における警察官証言より～

2014年1月16日

NOON 訴訟弁護団 弁護士西川研一

1 「クラブ NOON 訴訟」とは

大阪にあるクラブ「NOON」の経営者が、3号無許可営業として逮捕勾留、起訴された事案（刑事裁判・大阪地裁係属）。2014年4月25日判決予定。

2 現場で取り締まりにあたった警察官ら7名の警察官証人による証言

→ 風営法「ダンス」基準が、現場では明確な取締基準として機能しておらず、現在における適正な取締りが困難になっている状況が明らかになった。

以下は、いずれも現場で摘発に当たった警察官による、「ダンス」していたかどうかの判断基準、摘発に踏み切る基準についての証言抜粋である。

<警察官 A の証言>

・府警本部保安課から取り寄せた資料には、「表」があった。縦軸が場所、シチュエーション、横軸がダンス内容だった。

“DJ ブースに向かってする営業でステップを踏む”は、○（ダンスに該当）

“腰をくねらす”というところだけでいうと、△

“リズムを取るだけで軽い上下運動”は×

・事前に他の担当者と実際に動きを試して、左右に1mくらいの幅でステップを踏むような動きが「ダンス」だと決めた。ただ、それが資料に適合しているか確認したかは、不明。

・7、8割がダンスしていないと事件としてどうかなという話をしていたので、その時点で、「ダンス」させていたとして摘発に着手した。

<警察官 B の証言>

・府警本部保安課から取り寄せた出典不明の資料に基づいて、ステップを踏む、身体を揺らしたりくねらしたりする、腕を振る、頭部を振る、身体全体を動かす等々が「ダンス」と考えた。

・「ダンス」している人が7割程度で摘発することは、捜査担当で決めた。資料などの根拠はない。

・ステップはお客全員が踏んでいた。腰をくねらせていたのは全員とは言いません。

<警察官 C の証言>

・「ダンス」該当性は、文献やインターネットで調べた資料を参照した。

- ・府警本部から取り寄せた資料は、参考にする一つの資料ではない。
- ・「ダンス」に当たるかは、最終的には、摘発現場にいる警察官が、享樂的な雰囲気醸成しているか、善良な風俗を害するかを個別判断する。
- ・享樂的か否か、善良な風俗を害するか否かを判断する客觀的基準はない。
- ・音楽に合わせて楽しくリズムに合わせて踊っていれば、もうそれで享樂的うんぬんってところはクリアできるので、「ダンス」させたとして摘発できると考えた。

3 「ダンス」基準は、現場警察官にも困難を強いている

以上のように、事件当日に同じ現場で摘発を行った捜査員らにおいても、「ダンス」基準や摘発に踏み切る基準、具体的にどのような事実があれば「ダンス」させたことになるかの認識は、バラバラ。現場では、統一的な客觀的基準なく、各捜査員の個別判断で摘発しているのが実情。

「ダンス」が基準となる以上、現場で摘発を担当する警察官は困難を強いられることにならざるを得ない。

→ 「ダンス」基準は、捜査現場で明確な取締基準として機能しえず、風営法の目的達成を阻害しかねないことが明らかとなっている。

以上